

平成21年度 第1回 国立大学法人鹿屋体育大学経営協議会 議事要旨

1. 日 時 平成21年6月22日(月) 10時00分～12時00分

2. 場 所 鹿屋体育大学 大学院棟2階「演習室Ⅳ」
国立スポーツ科学センター 4階「テレビ会議室」

3. 出席者 [学外委員] 岡崎、小林の各委員
[学内委員] 福永、井上(明)、松下、倉田、尾熊の各委員

4. 列席者 飯田、富岡の各監事、川西、西薊、井上(尚)の各学長補佐

5. 内 容

1) 前回議事要旨確認

平成20年度第4回経営協議会の議事要旨について確認された。

2) 審議事項

(質疑の○は学外委員の発言を、●は学内委員及び学内者の発言を示す。)

(1) 平成20事業年度に係る業務の実績に関する報告書について(資料2)

井上委員から配付資料に基づき、国立大学法人評価委員会へ提出し年度評価を受けるものとして作成した、平成20事業年度に係る業務の実績に関する報告書(案)の説明があり、その際業務運営・財務内容等の状況の部分については、4段階(I～IV)評価の(Ⅲ)「年度評価を十分に実施している」と評価した項目数が46箇所、(Ⅳ)「年度評価を上回って実施している」と評価した項目数が8箇所であることから、今回も概ね年度計画どおりに実施していること、また、20年度は第一期中期目標・中期計画の6年間で5年目であったが、中期計画もほぼ達成できるものと考えられる旨の説明が併せてあり、原案のとおり了承された。

(2) 平成20事業年度に係る財務諸表等について(資料3)

尾熊委員から配付資料に基づき、法人法に基づき6月末までに文部科学大臣に提出する財務諸表の内容について、当期は未処分利益が36,069千円となり、その利益の主要因は職員の人員削減及び管理的経費の抑制によるものであり、これについては、教育研究環境の充実を図る目的積立金として繰越の承認申請を行うこととする旨等の説明があり、以下の質疑が行われた後、原案のとおり了承された。

- 定期預金をされたとのことであるが、国立大学法人は社債及び国債を得ることは、許可されているのか。安全性を担保しつつ、定期預金より利率の少しでもいい社債又は国債でも、資産運用として検討しても良いのではないか。
- 法令で運用できる範囲は決まっているが、是非検討したい。

(3) 平成22年度概算要求について（資料4）

尾熊委員から資料に基づき、例年は収入・支出概算要求として提出するが、平成22年度については、次期中期目標・中期計画期間に係る運営交付金の算定ルールの内容等が示されていないため、今回提出するのは運営費交付金対象事業の特別経費及び施設整備費補助金対象事業に係る概算要求となること、及びその内容の説明があり、下記の質疑が行われた後、提出期限の6月末日までに生じた字句等の訂正については学長に一任することを含んで、原案のとおり了承された。

- 実際は、この特別経費5件、施設整備費5件の要求に対してどのくらい採択されるものなのか。
- あくまでも予測であるが、特別経費については継続的事業が優先され、あと1件若しくは2件取れるかどうかというところである。
なお、設備については、すでに平成20年度末に補正予算で配分があったことが影響するものと考えられる。

(4) 第二期中期目標・中期計画(素案)について（資料5）

井上委員から資料に基づき、6月末日までに文部科学省へ提出する予定の第二期（平成22～27年度）における中期目標・中期計画（素案）(案)について説明があり、また、その作成に当たっては、「文部科学省から示された留意事項（平成20年9月）」及び「国立大学法人の組織及び業務全般の見直し（平成21年6月）」並びに第一期中期目標期間に係る法人評価結果等を踏まえて行った旨併せて説明があり、下記の質疑が行われた後、原案のとおり了承された。

- 同じ体育系という観点から、筑波大学では、どのような方針の下に今回の目標・計画が立てられたかといったことからの比較はなかったか。
- 中期目標・中期計画の素案の作成に当たっては、文部科学省から示されている留意事項において、記載内容は原則全学的な視点からのものに限るとされており、筑波大学の体育系は広範な分野を有する総合大学の一部であることを考えると、本学の場合としては相当に事情が異なることから、大学としての素案作成の際の比較参考対象としては考えにくいと判断したものである。
- 同じ体育系として筑波大学と鹿屋体育大学を見比べることは、多少意識をしたほうがよいのではないか。筑波大学でできないことを鹿屋体育大学の色彩として盛り込んだものとする視点も必要ではないか。
- 今回作成した大学の計画に関連項目があるが、福永学長が中心となって発信しはじめている「動ける日本人育成をめざした『NIFS みんなの貯筋研究プロジェクト』」は、国民の健康づくりに向けたまさに鹿屋体育大学の特色ある研究・実践普及活動であると考えられる。
- なぜ、国立の体育大学が必要かという基本的かつ概念的な問題となるので、本日予定された議題が終了した後に鹿屋体育大学の存在意義について意見交換を行いたい。

(5) 国立大学法人鹿屋体育大学職員給与規則等の一部改正について（資料6）

尾熊委員から資料に基づき、平成21年5月人事院勧告による6月期末手当及び勤勉手当の支給月数等の変更、教員免許状更新講習手当の新設、及び給与支給日の改正等の説明があり、原案のとおり了承された。

3) 報告事項

(1) 第一期中期目標期間に係る業務の実績に関する評価結果について（資料7）

事務局（企画・評価室長）から資料に基づき、平成20年度第4回の経営協議会において（原案）の形で報告していたが、鹿屋体育大学からの意見申立1件及び、訂正2件を反映させた内容で、3月26日に確定通知がきたことの報告があった。

(2) 平成21事業年度における会計監査人の選任について（資料8）

福永学長から資料に基づき、5月21日付けで本学の会計監査法人の推薦を行っていたが、6月11日付けで「監査法人トーマツ」の選任通知が届いた旨の報告があった。

(3) 平成21年度重点プロジェクト事業経費について（資料9）

事務局（財務課長）から資料に基づき、平成21年度の重点プロジェクト事業経費の配分について、学内共同利用設備費における図書自動貸出返却装置が平成22年6月まで保証期間があるため現在は予算配分していないこと、及び21年度については目的積立金事業経費による計画となっているため今回重点環境整備費分としては配分していない等の報告がされた。

(4) 平成21年度政府経済危機対策に伴う補正予算について（資料10）

尾熊委員から資料に基づき、平成21年度補正予算として、1件の設備整備費補助金が入定、1件の施設整備費補助金が配分決定となっている旨の報告があった。

(5) 平成21年度科学研究費補助金の採択状況について（資料11）

事務局（学術図書情報課長）から資料に基づき、平成21年度採択件数は17件で、配分額は直接経費が3,470千円、間接経費9,960千円であったことの報告があった。

4) 鹿屋体育大学学内外の諸情勢について（資料12）

松下委員から平成20年度卒業・修了者の就職状況について、及び平成21年度入学者選抜試験の結果等について、井上学長補佐から平成21年3～5月の学生の競技成績等について、尾熊委員から東京サテライトキャンパスの概要について、事務局から第6回日本e-Learning大賞の受賞について、平成20年度地球温暖化対策の実施状況と成果について、東京オリンピック・パラリンピック招致活動の協力状況について及びNIFSスポーツクラブの活動について、それぞれ配付資料に基づき報告があり、また、事務局から口頭で新型インフルエンザに係る対応について、国や県の発表等を踏まえた対応を行っている旨の報告があった。

5) その他

平成21年度の経営協議会開催日程について(資料13)

事務局(企画・評価室長)から資料に基づき、経営協議会は年4回を予定しており、次回は10月に鹿屋と東京の2会場で行う予定である旨の説明があった。